

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備の基本理念

整備の基本理念

『流域の多様でより豊かな自然環境と個性ある風土・歴史・文化を未来に継承し、より安全・安心な五ヶ瀬川』を河川整備の基本理念とします。

この基本理念を踏まえ、次の4つの柱を基に、今後の五ヶ瀬川の川づくりを地域住民や関係機関との連携を図りながら進めます。

○ 安心・安全な川づくり

洪水や津波等から生命・財産を守り、被害を防止するとともに、流域住民による災害に強い地域づくりを支援し、安全で安心できる川づくりを目指します。

○ 清浄な水質を守り育む川づくり

流域の関係機関や地域住民さらには市民団体等との連携のもと、豊かな森林からアユもいきづく清浄な水を集め、流水の清潔に努めるとともに適正な流量を保全・育む川づくりを目指します。

○ 多様で豊かな自然環境と人々の生活に優しい川づくり

地域に引き継がれてきた個性ある風土・歴史・文化を未来に継承し、多様で豊かな自然環境を保全及び再生させることにより、自然環境や人々の生活に優しく潤いある川づくりを目指します。

○ 川と人との関係や新たな出会いに配慮した川づくり

従来からの川と人との関係を守り育む川との共生にむけ、多様で個性ある河川環境から学ぶ環境学習やレクリエーションさらには地域交流や地域づくりの場として、魅力ある川づくりを目指します。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は、下表に示す国管理区間とします。



図 3-2-1 五ヶ瀬川水系整備計画対象区間図

表 3-2-1 計画対象区間 (国管理区間)

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
五ヶ瀬川	左岸 延岡市貝の畑町 2413 番の 1 地先 右岸 延岡市下三輪町 1661 番の 25 地先	河口まで	13.1
北川	延岡市川島町 3518 番の 2 地先の川島橋下流端	五ヶ瀬川への合流点	4.1
祝子川	延岡市檜山町 7 番の 1 地先の祝子橋	五ヶ瀬川への合流点	1.7
大瀬川	五ヶ瀬川からの分流点	河口まで	7.9
友内川	北川からの分流点	北川への合流点	1.7

3.3 河川整備計画の対象期間

本整備計画は概ね30年で実施することを目標としています。

なお、本計画は、現時点の流域の社会経済情勢・自然環境状況・河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

3.4 洪水・地震・津波等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

3.4.1 洪水対策

本計画における災害の発生の防止または軽減に関する目標は、五ヶ瀬川並びに大瀬川においては平成5年8月洪水、支川北川・祝子川においては平成9年9月洪水に対応することとします。これにより、五ヶ瀬川本川については、平成5年8月洪水と同規模の流量である $6,500\text{m}^3/\text{s}$ （三輪地点）とし、大瀬川分派点においては、現状の流下能力及び自然・社会環境への影響を踏まえ、大瀬川に $4,400\text{m}^3/\text{s}$ 分派、五ヶ瀬川に $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とします。また、支川北川・祝子川については、平成9年9月洪水と同規模の流量に対応することとし、北川は $5,000\text{m}^3/\text{s}$ 、祝子川は $1,250\text{m}^3/\text{s}$ とします。

さらに、既設の堤防については、洪水に対する所要の安全性を確保することとします。

なお、内水被害が発生する区域においては、土地利用状況、内水被害状況を踏まえ、地域との連携のもと、被害の軽減を図るべく内水対策に努めます。

また、関係機関と連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被災軽減を図ります。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表 3-4-1 河川整備において目標とする流量

河川名	目標流量	地点名	備考
五ヶ瀬川	6,500	三輪	平成5年8月洪水のピーク流量に相当する規模
	2,100	松山	平成5年8月洪水のピーク流量に相当する規模
	7,800	河口	平成9年9月洪水の祝子川、北川合流後に相当する規模
大瀬川	4,400	三ツ瀬	平成5年8月洪水のピーク流量に相当する規模
祝子川	1,250	五ヶ瀬川合流点	平成9年9月洪水のピーク流量に相当する規模
北川	5,000	五ヶ瀬川合流点	平成9年9月洪水のピーク流量に相当する規模

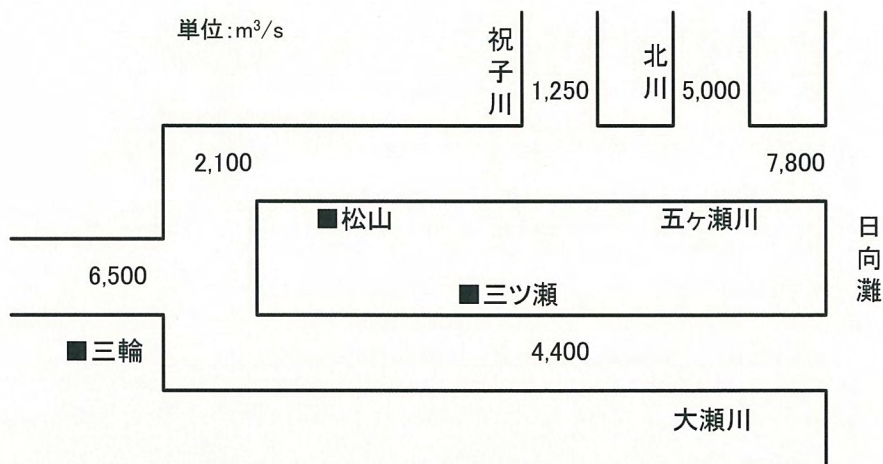


図 3-4-1 流量配分図

3.4.2 地震・津波対策

発生が危惧される東南海・南海地震等の大規模地震による堤防等河川管理施設の安全性を検証したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害を防止するため、水門の操作体制の確立や、必要な対策を図るなど、被災の防止・軽減を図ります。

また、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被災軽減を図ります。

3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育及び漁業等に必要な流量として、三輪地点において概ね $11\text{m}^3/\text{s}$ の確保に努めます。

河川水の利用に関しては、豊富な水量に恵まれ、各種用水についても安定供給されていますが、今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な水利用の促進を図ります。

また、水質に関しては、河川汚濁の一般的な指標である BOD（75%値）については、各地点とも環境基準値を満足しているため、現在の良い水質を維持するとともに、流域全体で更なる水質の向上を目指します。

表 3-5-1 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

地 点 名	期 別	流 量
三 輪	通 年	概ね $11\text{m}^3/\text{s}$

3.6 河川環境の整備と保全・再生に関する目標

河川の空間の利用に関しては、流域における多様で豊かな自然と共に生きてきた風土、歴史や文化などの地域特性を踏まえ、自然との調和を配慮しつつ、環境教育の場やレクリエーション等多様な利用が出来るよう、地域と連携のもと人々が川と触れ合い、親しめる、うるおいのある水辺空間の保全、活用を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川の利用状況等について、今後とも定期的に調査を実施し、治水・利水面との調和を目指し、現在の良好な河川環境の保全を目指すと共に、魚類・鳥類や哺乳類の営巣・生息環境の保全・再生を目指します。

さらに、市街部においては、周辺の都市景観、樹木、水辺等の景観特性を生かした河川景観の形成と、ゆとりとうるおいのある快適な河川空間を創出するために、地域づくりとの連携のもと良好な景観形成に努めます。